パキスタン家族法 **(1)**

ァハルン・ニーサ・コーカー

(元ラホール高等裁判所判事、弁護士)

訳 伊藤弘子(日本学術振興会特別研究員)

(愛知学院大学非常勤講師)

監修 小川 **富之**(近畿大学法学部教授)

Ξ タラーク (離婚宣言によ

9

ヒンドゥー 教徒法 仏教徒婚姻法 キリスト教徒婚姻法

2 3

シー ア派婚姻法 婚姻登録 ムスリム法における婚姻概念

婚姻契約にもとづく財産の移転 婚姻の成立要件 シー ア派のムタ婚姻 婚姻の形態と効力 未成年者の婚姻

婚姻

(5)(4)(3)(2)

実体法 パキスタンの司法制度 家庭裁判所の管轄権 イスラー ム教の学派

法と手続法 家族法の法源

パキスタン家族法の実体 歴史的背景

五 3 2

再婚禁止期間 持参金

マフル (婚資)

複婚

4 3 2 相続 養子縁組 監護および後見 面接交渉権

親子

(以上本号)

所が与える離婚判決 キリスト教徒離婚法 シー ア派離婚法 雕婚権委任

裁判離婚 妻の請求にもとづき裁判 九三九年ムスリム婚姻

3 2 婚姻および離婚に関する ハー グ条約 国際養子縁組 国際私法的視点

1 法会議 国際私法とハーグ国際私

国際私法 シー ア派相続法

相続人

相続制度

子の財産に関する後見

戸籍時報 No.635(H20·12)

附消法にもとづく離婚 合意にもとづく離婚 る一方的離婚)

3

目

次

(21)

家族法の沿革

ール (Zami ndar) 【注2】裁判所による司法権の行使を開始し 的な地位を占めるに過ぎないものとなった。一六九四年以降 らなかった。イギリスの支配のもとではムガール帝国は象徴 な支配を開始するようになるまでにはそれほど長くはかか が東インド会社を通じてインド亜大陸へ乗り出し、非公式的 するカジ (Qazi s 法律家)を任命した。その後、イギリス の皇帝達は百年以上の期間にわたってインド亜大陸を支配 後にムスリム法 (Muslim Laws) を導入した。ムガール王朝 Qasi m) は西暦七一二年にシンド地方 (Sindh) を征服した直 る多くの国民が信仰する宗教の法が適用される小国が数多 活していた。そしてラージャー (王)およびそこに住んでい リム、スィク教徒、キリスト教徒および仏教徒が混在して生 ていた。この時期のインド亜大陸ではヒンドゥー教徒、 およびヒンドゥー 教徒法を適用して裁判が行われた。 一七七 た。これらの裁判所は賃料回収のために機能し、ムスリム法 く存在していた。ムハマド・ビン・カシーム (Muhammad bi n ムガー ル帝国に権限を付与されて、東インド会社がザミンダ 一年以降、東インド会社が完全な支配権を確立し、徐々にイ |紀の間、ムスリム (イスラーム教徒) による支配が行われ インド亜大陸ではイギリスが支配権を確立する以前 司法による秩序を重要視し、ムスリム法【注1】を執行 の 数

> 離婚、 Jurisprudence) はイギリス起源の成文法に置換されたが、 による修正は最小限に留めたうえで、引き続きムスリム法の なりかねない慎重に扱うべき分野と考えられたため、 パーソナル・ロー【注3】については植民地支配上の火種に 適用を受けたのである。 まま適用されることとなった。 このようにムスリムの婚姻 **監護権、および遺言等の分野については、イギリス法** 、従前の

このような経緯から、今日のパキスタンにおける非ムスリム 境には人々が殺到し、パキスタン領のヒンドゥー 教徒および タン・イスラム共和国が成立した。インドとパキスタンの国 ていた。ムガール王朝の三五〇年間にわたる統治後、 人口は総人口の僅か二%に過ぎない。この二%の非ムスリム スィク教徒は不動産やビジネスを放棄してインドに向かい、 にイギリスからインドとパキスタンが分離独立してパキス ジンナー (Ji nnah) は独立を要求し、一九四七年八月一四日 る差別の差別撤廃を求めた。ムスリム連盟の指導者となった いう政党を結成し、政府に対して教育、健康、就職等に関: た。そのためムスリムはムスリム連盟 (Muslim League) と インド領のムスリムの多くも同様にパキスタンへ向かった。 ティを不安定なものとし、彼らの憤りをたかめることになっ スはイスラー ム教以外の宗教を優遇し、 ムスリム・コミュニ イギリス統治時代、インド亜大陸のムスリムは抑圧され

ムスリムの法制度 (Muslim

ギリス法を導入しはじめた。